

(証券コード 6542)  
2025年12月15日

## 株主各位

福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号  
株式会社 FCホールディングス  
代表取締役社長 福島宏治

### 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

#### 決議事項

##### 第1号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2026年1月16日を効力発生日として、当社の普通株式3,000,000株を1株に併合することを決定しました。

##### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2026年1月16日を効力発生日として、これまでの定款第6条（発行可能株式総数）の修正・一部削除ならびに第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）、第10条（単元未満株式の買増し）、第14条（定時株主総会の基準日）、第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを決定いたしました。

以上

## 株式併合及び単元株式数の定めの廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2026年1月16日をもって当社株式3,000,000株を1株に併合すること、及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

なお、本株式併合及び単元未満株式の廃止に伴い、株主様の特段のお手続きの必要はございません。

### 1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合は、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却を予定しています。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年1月15日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付けにおける公開買付価格と同額である1,420円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の売却代金は、2026年4月頃を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでいます。

### 2. 主なスケジュール

2026年1月13日 (火曜日)	(予定)	当社株式の最終売買日
2026年1月14日 (水曜日)	(予定)	当社株式の上場廃止日
2026年1月16日 (金曜日)	(予定)	本株式併合の効力発生日
2026年4月頃	(予定)	端数株式相当分の売却代金の交付

以上